

Title	憲法パトリオティズムの可能性
Sub Title	Le patriotisme constitutionnel et ses critiques
Author	Lacroix, Justine(Ishikawa, Yuichiro) 石川, 裕一郎
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2014
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.29 (2014. 4) ,p.389- 403
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	翻訳
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20140423-0389

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

憲法パトリオティズムの可能性

ジュスティーヌ・ラクロワ

石川 裕一郎／訳

- I. 憲法パトリオティズムの意味——ネーションとデモクラシーの分離
- II. 憲法パトリオティズム批判の解析

ここ20年ほど、政治的アイデンティティという概念、およびそれとナショナルアイデンティティの連関についての議論が広く復権している。ある論者にとってヨーロッパ建設は、政治的共同体の法的側面とナショナルアイデンティティの文化的、歴史のおよび地理的側面の分離を認めることによって、政治学の古典的な諸カテゴリーの根本的な刷新を促しうるものである。

このような見方は、「憲法パトリオティズム」——それには脱ナショナルアイデンティティというテーマが概念的に結びついている——を支持する者の見方であるが、それによれば、ヨーロッパ連合の民主主義というアイデンティティは、デモクラシーと法治国家という考え方の根底にある普遍性、自律および責任の諸原理に依って安定するものである。以上のような考察は、主としてユルゲン・ハーバーマス（およびフランス語圏においてはジャン＝マルク・フェリ）の諸著において明快に述べられているが、以下の2つの認識に基づいている。

まず、民主的自律の実践を、それが歴史的にネーションに根づいていること

から切り離すことは、国民国家（ネーションステート）がその力を失っているがゆえに今や必然となった。というのも、国民国家は、国境の外に元々の原因があるプロセスによって引き起こされる一連の反響からその国民を守ることができなくなっているからである。ここに、民主的正当性の危機が生じている。なぜならば、超国家レベルで実現した経済と行政の系統的統合と国内空間のレベルにおいてしか機能しない政治的統合の間の乖離が広がっているからである¹⁾。すなわち、国民国家が、正当性を創出する調整と組織化を確保できなくなりつつあるがゆえ、単なる国家の枠組みを超えた民主主義的理想を生かす手段についての考察が喫緊の課題となっているのである。

他方で、ヨーロッパは、いくつものネーションおよびサブネーションの文化に断片化しており、旧大陸に伝統面での統一の契機をもたらすような、安定した実質的アイデンティティを持たない。それゆえ、脱ナショナリズムを唱える者たちにとって、数世紀にわたって国民国家という枠組みにおいて展開されてきた国民建設という現象をヨーロッパ規模で繰り返すことは考えられないし、望ましいものでもない。

彼らが指摘するように、ある国民の独自性というものは、国の内外において一定の暴力を伴わずに確立されることは稀である。今日、暴力に訴えて力づくで新たなヨーロッパ国家を建設することは想像できない。しかし、ヨーロッパの文化あるいは伝統に依る穏健なアイデンティティ戦略さえ、彼らの御眼鏡に適わない。なぜならば、そのような「ヨーロッパ単位のショーヴィニズムは、結局のところ、ナショナリズム原理を超国家レベルにまで押し広げることには帰着するからである」²⁾。

1) J. Habermas, *L'intégration républicaine*, trad. de R. Rochlitz, Paris, Fayard, 1999.

2) J.-M. Ferry, "Pertinence du postnational" in J. Lenoble et N. Dewandre, *L'Europe au soir du siècle. Identité et démocratie*, Paris, Esprit, 1992.

すなわち、脱ネーション原理は、新たなヨーロッパ国家の建設を目指す超国家原理と混同されてはならないということである。脱ナショナリズムへの接近は、地理的制度的次元の問題ではなく、市民権と国籍の区別に依拠することによって、国民の多元性と政治的一体性の両立を実現させるのである。それゆえ、ヨーロッパ建設を通して目指されているものは、最も広い意味におけるナショナリズム原理の止揚である。したがって、アメリカ合衆国と同じ意味でのヨーロッパ合衆国というものはありえない。

言い換えれば、ハーバーマスにとって重要なのは、「国民国家を超える統合レベルにおいて、誰もが意見と意思の民主的形成に参与することは可能なのか」³⁾ というこの問いに正面から取り組むことである。あるいは、より簡単に言えば、国民という枠組みを超えてデモクラシーは可能か、ということである。

[その問いに対する] 肯定の答えは、単なる必要性を超え、国民の観念とデモクラシーの観念の分離の可能性が立証されることを前提としている。国民とデモクラシーのつながりは状況依存的なものであって、概念的なものではないという説によってのみ、憲法パトリオティズム擁護の主張を維持することができるのである。それゆえ、まず私は、憲法パトリオティズムという概念が国民とデモクラシーの分離という説に依拠していることを説明する。次に、その主たる批判の二つに答えることによって、憲法パトリオティズムの意味を明らかにしたいと思う。

I. 憲法パトリオティズムの意味——ネーションとデモクラシーの分離

ハーバーマスは、国民国家の過去と未来を分析し、ネーション（国民）という概念が2つの異なる意味を持ちうるということを強調することによって、脱

3) J. Habermas, *L'intégration républicaine*, op. cit., p. 119.

ネーションに関わる問題系を提起した。

まず、ネーションは、歴史的な運命共同体によって特徴づけられる前政治的な統一体として理解されうる。「歴史的」または「ロマン主義的」と呼ばれるこの考え方によれば、ネーションは特定の歴史的共同体を指し、個々の構成員に先立ち、その構成員のアイデンティティ決定の一因となるものである。それゆえ、「歴史的」ネーションは、その自己同定が物語的な自然的共同体に帰着する。なぜならば、それは、何らかの過去、起源、歴史と結びついたものだからである。したがって、それは、創成期の自然性によって支えられることになる。

他方で、ネーション（国民）という概念は、民主的な様式に則って組織される共同体、自律した諸個人の自発的アソシエーションを意味することもある。このような見方は、ネーションの「革命的な」考え方に通ずるものである。というのも、この考え方は、その語源（「ネーション（nation）」という語は、「生まれる（nascere）」に由来する）とは裏腹に、諸個人を根なし草にし、諸個人をある特定の場所で生まれたことではなく、むしろその共通の人間性によって位置づけるからである。それゆえ、この「公民的（civique）」ネーションは、ある共同体の存在というよりはむしろ、「ある共同体をポリス（polis）に変容させ、それを公共空間に移し替え、ギリシャ人がまさにポリテイア（politeia）と呼んだものを創設しうる、文字通り政治的な（politique）関係」⁴⁾を示す。

この場合、その共同体の真の基礎は、専ら政治的な関係の創設に存する。いわば、公民的ネーションは、固有の規範的価値を帯びているのである。というのも、ハーバーマスが述べているように、その価値は、運命共同体として理解される人民、言語的または文化的共同体としてのネーション、さらには効率性の共同体としての経済社会システムのような、前政治的与件の考慮とは何ら関係ないからである。こうして、この概念は、ハーバーマスの解釈に従えば、19

4) Etienne Tassin, "Identité nationale et citoyeneté politique", *Esprit* n° 198, 1994, p. 98.

世紀末にエルネスト・ルナンがその演説『国民とは何か』の中で「日々の人民投票 (plébiscite)」と呼んだものに帰着する。

もちろん、ハーバーマスは、デモクラシー、自己決定、人民主権といった諸観念は前者の意味（歴史的意味）において理解されるネーションの内部においてのみ出現しえたということは認めている。18世紀以降の国家の民主化を実現した市民の政治的動員と社会統合の形式を可能とした文化的および民族的均質性——文化的基盤——が確立されたのは、国民国家があったからこそである。ナショナリズムは、歴史意識を媒介としつつ、市民の誕生において機能的な役割を果たした集団的アイデンティティを基礎づけた。国民意識によって、見知らぬ者同士が互いに負っている責任を自覚し、たとえば兵役を務め、あるいは納税の義務を果たし、自らがその政治的共同体のために犠牲となる心構えを持つようになるという点において、市民の連帯が生まれうるようになったのである⁵⁾。

それゆえハーバーマスは、国民とデモクラシーの歴史的なつながりを無視するどころか、民主主義社会は再帰的に作用するという観念は、今のところ現実には国民国家の枠組みにおいてのみ現実のものとなったということを認めている。そして彼は、再配分と結びついた犠牲が〔その構成員によって〕受容されうるものにできた社会構成体のなかで、国民国家は、今日に至るまで最もよく知られたものであることも付け加えているのである⁶⁾。そこから、国家主権の移譲は、自律、すなわちデモクラシーの喪失と受け止められるおそれが生じる。それゆえ、重要なことは先述したように、歴史的な帰属共同体と民主的

5) J. Habermas, "Citoyenneté et identité nationale. Réflexion sur l'avenir de l'Europe" in J. Lenoble et N. Dewandre, *L'Europe au soir du siècle. Identité et démocratie*, Paris, Esprit, 1992, p. 22.

6) J. Habermas, *Après l'Etat nation. Une nouvelle constellation politique*, trad. de R. Rochlitz, Paris, Fayard, 2000, p. 109.

な政治的共同体の分離の可能性を論証できるかどうかなのである。

この仮説を裏づけるため、ハーバーマスは、実践的側面に属する議論と他の概念的側面に属する議論を進める。まず彼は、アーネスト・ゲルナー⁷⁾とエリック・ホブズボーム⁸⁾に倣って、前政治的な歴史的共同体としての国民という考え方自体は、人為的な産物——政治家と学校教師の創作——に過ぎないと主張する。言い換えれば、ハーバーマスは、国民とナショナリズムは比較的新しい現象——工業化、資本主義、官僚制、マスコミュニケーションおよび世俗化といった革命的諸力の産物——であるとする、いわゆる「近代主義的」な考え方を採っているのである。

ところでナショナリズムは、近代化に由来する現象としてこそ、現代の経済的および政治的変容によりよく適合した、より広範な忠誠＝服従（allégeance）のために止揚されうる。実際、国民意識であるところの集団的アイデンティティのこの形態は、地域的王朝の意識から国民的民主的意識へと進む抽象化の運動によって明確となったわけだが、そのような学習過程がさらに先に進むことはなかったのだろうか⁹⁾。それは、いまや多くの事実がナショナリズム意識の内部における地域主義的要素の衰弱を証明しているがゆえになおさらである。とりわけハーバーマスは、軍事技術の発展——（周知のように、それは他国に脅威を与えつつ、同時に自国をも破壊するがゆえ）それはナショナリズムの意味からその鍵概念、すなわち「戦争の倫理的契機」という概念を取り除く——、人口の大量移動（それは、その民族構成において社会が不変であることを許さず、諸個人に自らの生活様式とその個別特殊的な伝統の相対化を強いる）、さらにはマスコミュニケーションと観光の効果（それは「普遍主義の方向へ道徳意識を

7) E. Gellner, *Nations et nationalismes*, trad. B. Pineau, Paris, Payot, 1991.

8) E.J. Hobsbawm, T. Ranger (eds.), *The Invention of Traditions*, Cambridge, Cambridge University Press, 1997.

9) J. Habermas, *Après l'Etat-nation*, *op. cit.*, p. 109.

延長する以外にもはや解決方法はないということを示している」)を挙げる¹⁰⁾。

その一方で(とくに)、以上のような、民主的理想といわゆる「歴史的」ネーションの分離は、ハーバーマスにとって、主権は国民に帰属しなければならないという観念に基礎を置く民主的自律の原則というロジックそのものに位置づけられる。手続的な普遍を中核として構成される政治的デモクラシーは、限定的な実体的アイデンティティと同一化することを何ら必要としない。むしろそれは、複数の特殊具体的なアイデンティティの共存、さらには協働をも許容するものでなければならないのである。

言い換えれば、ここでわれわれは脱ナショナリズムの議論の核心に触れることになる。すなわち、「歴史的」ネーションと民主的自律の原理は概念的につながっているわけではないということである。特殊なネーション意識と民主的な信条がその起源において融合していたことには、媒介としての役割しかなかった。すなわち、「民主的な国民国家によって確立されるエトノスとデモスの強固なつながりは、一時的なものにすぎなかった」¹¹⁾。重要なのは、ナショナリズムとデモクラシーの間の事実上の、しかしながら概念的には怪しい連帯を脱し、市民から成るネーション(国民)という革命的な考え方のみに基づいてデモクラシーを確立することである。

こうしてハーバーマスは、ドイツ統一を解釈する方法が2つあることを示した。まず、——それは歴史的ネーションというロジックである——5つの新しいラントの編入は、数十年来引き裂かれてきた国家の、ネーションとしての一体性の回復として理解される。その一方——それは公民的ネーションというロジックである——で、ドイツ統一は、1933年以来市民的政治的諸権利が廃絶し

10) J. Habermas, "Conscience historique et identité postnationale. L'orientation à l'ouest de la RFA" in *Ecrits politiques*, trad. Ch. Bouchindhomme et R. Rochlitz, Paris, Cerf, 1990.

11) J. Habermas, "Citoyenneté et identité nationale", art. cit., p. 22.

ていた領域におけるデモクラシーと法治国家の回復として理解される。唯一といえるこのドイツの実例を超え、以上のような解釈は、そのアイデンティティを憲法パトリオティズムの普遍的諸原理の上に安定させることさえできれば、ヨーロッパ「人民」というものは十分に想定可能であるということを示している。

より正確に言えば、「立憲主義的」基準は、政治的共同体への帰属の動機は地理的血縁でも文化的親近性でもなく、一方では「権利において平等に共同責任を負うものとしての『論理的主体』、すなわち諸個人と国民の相互承認」、他方では憲法上の諸原理——要するに、デモクラシーと法治国家という原理——、およびそれなしには自由の行使にとって安定した制度的空間は存在しえない基本権の共通承認であることを意味する。

このように、脱ネーションの原理は、文化と歴史の共同体への帰属、さらには共生への願望と集団的プロジェクトへの参画はいまや市民権に必要な基盤を構成しないという信条に由来する。文化主義的議論も、共同体主義的議論さえも、憲法パトリオティズムを基礎づけることはない。それは、法的、精神的かつ政治的なものであって、歴史的、文化的あるいは地理的なものではないのである。共有される政治的アイデンティティが生じるのは、共通の文化的過去への言及からというよりも、むしろ民主的な文化を特徴づける諸原理の採用と共有からなのである。

II. 憲法パトリオティズム批判の解析

憲法パトリオティズムという概念の導入は多くの批判を招いた。ここではそのうちの2つを取り上げ、その批判に答えようと思う。第一の批判は、憲法パトリオティズムは、共有されるいかなる記憶とも結びついていないがゆえ、歴史的厚みを欠いているというものである。第二の批判は、憲法パトリオティズムは文化と政治の分離を目論んでいるというものである。

歴史との関係

憲法パトリオティズムは歴史の厚みから逃れているという流布した観念とは反対に、それは、このうえなく真摯に歴史と向き合っている。実際、「憲法パトリオティズム」という概念は、まず、哲学者のドルフ・シュテルンベルガーによって導入され、次いで社会学者のマリオ＝ライナー・レプジウスによって再び取り上げられ、民主的な自己決定への権利によって構成される政治秩序、すなわち、ドイツという民族的、文化的あるいは集団的な「運命共同体」という観念とはいまや分離された秩序が漸進的にドイツ連邦共和国において受け入れられてきたことを指したということを強調しておく必要がある。シュテルンベルガーにとって憲法パトリオティズムは、立憲主義国家への強い公民的愛着、ドイツ連邦共和国の新しい諸制度に対するある種の忠誠心を指すものであった。このような初期の説明において、憲法パトリオティズムは、政治的紐帯に関する民族的な考え方を拒否することにより、その潜在的な敵から法治国家を守ることを目的とする闘う民主制と強く結びついていたのである。

しかしながら、1986年の夏に、国家社会主義という過去の問題をめぐる西ドイツの知識人たちの間で生じた論争を通じてこの概念が一般化したのは、まさにユルゲン・ハーバーマスのおかげである。この「歴史家論争」あるいは「歴史主義の戦い」では、まず、固有の歴史を復元する包括的な方法、および、それを通したドイツのアイデンティティの再構築が議論の焦点とされていた。その再構築は、ある者たちが自己陶酔的な埋め合わせを念頭に置いて行おうとしたものである。

この文脈において、著名な歴史家たち——とりわけE. ノルテとM. シュテュルマー——は、過去に対する「肯定的な」イメージ——とりわけ、その特異性が時折あからさまに否定されたナチスの犯罪の相対化を前提としていたもの——を供給することによってネーション意識の復権を支えることを自らの使命としていた。

その背後では、[ドイツを]西側に開くという選択——[歴史家論争において]対立していた両派とも明確に支持していた選択——に与えられるべき意味も争点となっていた。新保守主義者たちにおいては、ドイツのアイデンティティは、承認されうる過去を作り上げること——若い世代はより自由に、ナチス期からより距離を置いて自らの参照基準を定めうるということをも前提としていたもの——によって、一層強化されて西側という舞台に登場するとされたのである。共通にもたらされた勝利、または共に引き受けられた敗北の記念式典から作られた19世紀の「記憶の文化 (culture mémoire)」に倣い、歴史研究は、「修正主義」派にとって、国の社会的一貫性とアイデンティティの安定化に資するものでなければならなかった。それゆえ、一貫した歴史研究というのは、ネーションの誇りを推進する歴史という考え方を創出し、普及させることを自らの責務としていたのである。

ところで、まさにそのような試みに対して、ハーバーマスは憲法パトリオティズムというテーマを公共圏に「上げた」のであった。彼の答えは、その歴史の暗い部分を引き受ける——あるいは引き受けない——というドイツ連邦共和国の意思がこの国の将来の気質を決定づけるという信条によって導かれていた。彼にとって、自分の国をはっきりと西側に開くことは、経済的チャンスをつかむこと、あるいは力への意思の確認以上の意味を持っており、啓蒙主義の文化とのつながりを繰り返し強調すると同時に、この国の若干のひどい政治的伝統との決然たる断絶を示すものだったのである。

以上のような、「修正主義」的立場に対する拒絶の鍵となる局面の一つは、いわゆる「慣習的な」アイデンティティと「脱慣習的な」アイデンティティの区別に基づく。発達心理学において、脱慣習的なアイデンティティの形成とは、ある個人が一般的な倫理的原則という観点からその道徳的信条を評価する能力を獲得したこと、すなわち、「正しいもの」に関する信条が、直接的な個別主義的基準（たとえば、その集団またはネーションという観点）によってでは

なく、普遍的諸原理に照らすことによって決せられるようになったことを示す。あるいは、言い換えれば、個人は、現行の規範の、事実上の強制力を有する性質と道徳的に義務を課す性質——たとえば、合法性と正当性——を区別することができる。そこで問題となるのは反省的な道徳的アイデンティティであり、その原理は、暴政に対して蜂起する（人にとっての）権利と（市民にとっての）義務とともに、人と市民の権利宣言に記載されている。

ところで、ハーバーマスにとって、そこから慣習的なアイデンティティに戻りたいという新保守主義者たちの願望は、1949年以来ドイツ連邦共和国によって獲得された仮初の成果からの後退を示したものと見える。

言い換えれば、ドイツの市民であるということは、なによりもまず、いかなる制限も譲歩もなく、国民の過去についての責任を引き受け、その伝統に対する批判的視線を持ち、そして、民主的な法治国家の諸価値が刻まれた憲法典へ熟慮のうえで賛意を示すによって、「道徳的政治的悪の自己批判的経験によって陶冶された」アイデンティティに対するその決意を表明することなのである¹²⁾。

ハーバーマスにとっては、アウシュヴィッツ後のドイツ人に、市民権の普遍的諸原理以外のものに基づいてそのアイデンティティを確立するという選択肢はもはやなかった。その諸原理に照らすと、ナショナルな伝統は、検証なしに放棄されるのではなく、批判的かつ自己批判的な方法で適合させられるべきものである。すなわち、たしかに「人間の連帯の実質そのものに対するこの前代未聞の攻撃」を許してしまったナショナルな状況の背景は問われるべきであったが、もはやそれは道徳的カタルシスの経験によって陶冶された普遍的諸原理という疑い深いフィルターを通さずして発展しえなかったということなのである¹³⁾。

12) J.-M. Ferry, "Devenons des patriotes européens", *Le monde des débats* n° 23, mars 2001, p. 21.

ここで、いかにして憲法パトリオティズムが、〈物語および記念碑としての歴史〉から離れ、各々の伝統のアンビヴァレンスを意識することを前提とする、〈論証と自己批判に基づく歴史〉に接近しているかが理解される。たとえば、ジャン＝マルク・フェリが示したように、憲法パトリオティズムは、歴史との密接な関係において表明される点において、（デモクラシーと法治国家への単なる賛意にすぎない）法パトリオティズムとは区別される。さらに、それは、本来の歴史に対する自己批判的關係において表明される点において、歴史的パトリオティズムとは区別される¹⁴⁾。19世紀末、その著名な講演『国民とは何か』においてエルネスト・ルナンは、忘却、さらには歴史的過ちは、国民創造の主たる要素であると強調していた。しかしながら、歴史的パトリオティズムと異なり、憲法パトリオティズムは十全な記憶とともに過去の犯罪について引き受けられた責任に基づくものなのである。

さらに、憲法パトリオティズムは非歴史的なものではないが、各々の人民の文化的特性を軽んじているわけでもない。ハーバーマスにとって、デモクラシーと人権の普遍的諸原理が現実のものとなるためには、それらと調和する諸々の文化的伝統の遺産によって育まれなければならないのである。その普遍主義的な内容そのものは、そのつど個別の情況の文脈に応じて調整され、個々の情況の形態に根差すものでなければならない。

共有される政治文化

これは、二番目の批判への応答を可能とするものである。憲法パトリオティズムの信奉者によって主張される法政治的側面と文化的側面の分離は、「政治から文化を切り離さなければならない」ということを意味するわけではない。普遍主義的な枠組みを設定する目的は、正確に言えば、様々なナショナルな文化の相互承認に基づく政治文化の発展を可能とすることにある。その相互承認

13) J. Habermas, "De l'usage public de l'histoire" in *Ecrits politiques, op. cit.*, p. 192.

14) J.-M. Ferry, *La question de l'Etat européen*, Paris, Gallimard, 2000, p. 164.

が、結局のところ、公論を互いに開かれたものとするはずなのである。

アメリカにおけるそのヴァリエーションとは異なり、ヨーロッパにおいて憲法パトリオティズムは、同じ権利と同じ普遍的原理に対する様々な国民の解釈に応じて発展するものである。なぜならば、ここで、その形成が問題となるのは、まさに「共有される (partagé)」政治文化であって、単一の (unique) 政治文化ではないからである。ヨーロッパ連合の内部において共有される政治文化形成のダイナミズムは、様々な国民の伝統を突き合わせる運動においてのみ展開しうるのである。

憲法パトリオティズムは、リベラル契約主義への単なる忠誠＝服従に還元されるものではない。これら2つのモデルは、1つの正当な憲法秩序に対するコミットメントを共有しており、万人によって受け入れられるものであって、それゆえ、多元主義の挑戦に応答しうるのである。しかしながら、ハーバーマスにとって、リベラルな諸原理だけでは共同体を安定させるのに不十分である。というのも、その共同体は絶えず再生産される政治文化によって維持されなければならないからである。ここで、憲法パトリオティズムは、あたかもデモクラシーと法治国家という形式的原理のみで政治的共同体を安定させるのに十分であるかのように、これらへの単なる忠誠＝服従に還元されるものではないということが理解される。この点において、他の「公民的共和主義者」に近いハーバーマスは、むしろ共同体の政治的一体性は民主的な活動そのものによって生成されうるということを明らかにしようとしてきた。

[それによれば] 民主主義的な実践は、アプリアリに共同体を措定するどころか、むしろ市民参加型として理解される政治活動の主たる対象の一つとしての共同体創設を目指している。すなわち、建設されるべきこの政治的共同体は、文化的起源、共有される伝統あるいは共通の言語にではなく、憲法典によって定められた意思と意見の形成手続の遵守のみにその一体性と正当性を

負っているのである。

[訳者補記]

本稿は、2013年10月10日に慶應義塾大学フランス公法研究会主宰により開催されたジュスティーン・ラクロワ（Justine LACROIX）・ブリュッセル自由大学教授の講演原稿（“Le patriotisme constitutionnel et ses critiques”. 直訳すると「憲法パトリオティズムとそれに対する批判」）に、後日同教授が修正を加えたものの翻訳である。以下、簡単に同教授の紹介を行う。

ラクロワ教授は、1970年生まれ、パリ政治学院等を経て2002年にブリュッセル自由大学にて、本稿でも紹介されているジャン＝マルク・フェリ教授の指導の下、博士論文『コミュニタリアニズム対リベラリズム：いかなる政治統合モデルか。現代知識人の論争にみるヨーロッパ政治連合の規範的前提（Communitarisme versus libéralisme: quel modèle d'intégration politique ? Les présupposés normatifs d'une union politique européenne à la lumière des débats intellectuels contemporains）』（2003年に公刊）で学位取得、翌2003年に同大学の助教授に、2005年から現職に就かれている。専門は政治学であり、主たる研究テーマは、現代政治理論、政治的リベラリズムとそれに対する批判、人権批判、そして本稿でも論じられたヨーロッパ建設におけるアイデンティティと市民権の問題である。主著に、前掲博士論文の他に『マイケル・ウォルツァー：多元性と普遍（Michaël Walzer : Le pluralisme et L'universel）』（2001年）、『裁かれるヨーロッパ：ナショナリズムを超えるパトリオティズムとは（L'Europe en procès : Quel patriotisme au-delà des nationalismes ?）』（2004年）、『ヨーロッパ建設という試練にさらされるフランス的思考（La pensée française à L'épreuve de L'Europe）』（2008年）がある。

訳出に当たっては、原文イタリック体は傍点を付し、引用符は「」で表記

した。また、訳者が補った箇所は〔 〕で表記した他、長い名詞句については適宜〈 〉を補い、読みやすさに配慮した。

最後に、本訳出にあたっては、筆者の菲才ゆえに数多くの質問をぶつけたにもかかわらず、ラクロワ氏には懇切丁寧に御教示を頂いた。あわせて、本稿の『慶應法学』掲載については、いつものように山元一・慶應義塾大学法務研究科教授から一方ならぬ御厚誼をたまわった。記して謝意を表したい。